毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

県 編集 株インタープリンツ (定価 箇年 三万八千八百八十円

大

分

令 \equiv 第 月 四 和 + 九 六 九 Ξ \mathbb{H} 号 年 曜) 火 H ック 荘園内科クリニ 医療機関の名称 令和六年三月十九日 医療法人優泉会 開設者の氏名 六 一別府市大字鶴見四五 所 大分県知事 四番地の 地 佐 令 藤 六 指定年月日 樹 <u>-</u>

宇佐病院

医療法人起愛会

宇佐市大字南宇佐一六五五番地

令

六

 \equiv

郎

宇佐高田医師会

佐市医師会一般社団法人宇

宇佐市大字南宇佐六三五番地

令

六 ·

三

令和六年三月十九日

定した。

大分県告示第百五十七号

生活保護法

(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国

含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指 六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成

見病院

地

大分県厚生連鶴

|別府市大字鶴見四三三三番

|別府市緑丘町一二番

一号

令

六

.

六

別府市東荘園二丁目

一三番

令

六

変更前

変更後

変更年月日

所

在

地

大分県知事

佐

藤

樹

郎

医療機関の名称

所在不分明者に対する保安林指定予定通知の掲示

競争入札参加者の資格に関する公示(二件)

般競争入札の実施(二件)

Ł 应 应

を含む。)の規定により、

令和六年三月十九日

成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合

次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

平

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰

应

大分県告示第百五十八号

生活保護法

タマヤ薬局

有限会社タマヤ

の六

の六

の六

令

六

<u>-</u>

〇 告

示

大分都市計画道路の変更 高さ指定道路の指定 … 重量指定道路の指定 道路の供用開始 (二件) … 指定予定保安林 (二件) …… 生活保護法等による施術者の廃止 生活保護法等による指定医療機関の廃止 生活保護法等による指定医療機関の所在地変更

会社

あさひ薬局有限

あさひ薬局有限

中津市中央町一丁目一七〇番地の

令

六

別府市北石垣深町八五〇—三

令

六

_

人店

ワタナベ薬局上 回診療所 病院無医地区巡

株式会社ワタナ

|そうごう薬局日

総合メディカル

日田市豆田町五番

四

令

六 ·

<u>-</u>

株式会社

有限会社たかは 田豆田町店

有限会社たかは

国東市武蔵町古市一一二―三

令

六 ·

<u>-</u>

し薬局

し薬局

土地改良法等による換地処分 …

生活保護法等による医療機関の指定 …

示

目

次

大分県報 (告示) ん整形外科リ

大分県執
(性力)

- 「一との臣」乃て「とのとおい」に「全町し」その臣正乃て皆传言类をブク県是本プ彦」				
図一及が「欠りこさ)」は、貧各く、	房山 年月日	对	が補用の名称	所補者の日名
次のとおりとする。		Ē	通げてつない	地町生りたい
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	藤樹一郎	大分県知事 佐		
四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			一月十九日	令和六年三月十九日
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。				出があった。
三 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町	次の施術者から廃止の届	場合を含む。)の規定により、	護法の規定の例によることとされる場合を含む。	護法の規定の例
二 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	-四条第四項により生活保	定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保	一の支援に関する法律	定配偶者の自立
で(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)	た中国残留邦人等及び特	五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特	-国残留邦人等の円滑な	五十条の二(中
字二郎丸ノ上三六九番・三七〇番・三七三番・三七四番・四二六番から四二九番ま	において準用する同法第	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第	(昭和二十五年法律第五	生活保護法(
○ 次の森林については、主伐は択伐による。			六十号	大分県告示第百六十号
1 立木の伐採の方法	}	***************************************		
三 指定施業要件	令六・二・二九		院中津	横井医院
上砂の流出の防備			1	11-1-1
二 指定の目的	廃止年月日	所 在 地	開設者の氏名	医療機関の名称
ら四二九番まで	藤樹一郎	大分県知事 佐		
国東市安岐町両子字二郎丸ノ上三六九番、三七〇番、三七三番、三七四番、四二六番か			一月十九日	令和六年三月十九日
保安林予定森林の所在場所	た。	次の指定医療機関から廃止の届出があった。	の規定により、次の指定医	を含む。)の規
	によることとされる場合	成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合	一十号)第十四条第四項	成六年法律第三
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	の支援に関する法律(平	国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	成住帰国した中国残留	国の促進並びに
令和六年三月十九日	(中国残留邦人等の円滑な帰	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中	(昭和二十五年法律第百	生活保護法(
おり保安林の指定をする予定である。			五十九号	大分県告示第百五十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のと	\ \ \	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	***************************************	
大分県告示第百六十二号	令六・一・六	二九号	番地六四〇	
大分県知事 佐 藤 传 郎		五一八 別府市東荘園二丁目一	別府市大字南石垣一	にっこり調剤薬
三月十九日 三月十九日	ツ荘 令 六・ 一・ 六	園一F 荘園一号 リバーサイドハイツ荘 一 別府市東荘園一丁目六番二	F リバーサイドハイツ荘園 別府市東荘園――――	内科クリニック
上也女良去(召印二十四年去津第写允十丘号) 第八十九条の二第九頁の規定こより、国営	一令 六・一・ 六	一組 別府市東荘園五丁目九番	別府市東荘園五丁目	石川胃腸科医院
				リニック
菅 ニニカー 一 一 一 一 一 一 一 一 一		一組 一四号	別府市東荘園二丁目一組	

			-
	П	令和六年三月十九日	道路の種類及び路線名 供用開始 区間 供用開始年月日
	以下の車両の通行方法を次のように定める。	ル以下の車両の通行方法	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
ルを超え四・一メート	4り、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メート	第十条第一項の規定により、	令和六年三月十九日
疳定し、併せて、同令	する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、	する車両の高さの最高四	て一般の縦覧に供する。
5の規定により、通行	車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、	車両制限令(昭和三十	その関係図面は、令和六年三月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い
	5	大分県告示第百六十七号	供用を開始する。
\		~	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の
令六・ 三・二四	中津市本耶馬渓町跡田字古戸二四一番三まで中津市三光田口字西荒田七三二番二から	一般国道二一二号	大分県告示第百六十四号
指定する期日	区	道路の種類及び路線名	西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県
樹一郎	大分県知事 佐 藤		次のとおりとする。
		令和六年三月十九日	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
		のように指定する。	巨 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ユトンである道路を次	行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次	行する車両の総重量の最	村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5イの規定により、通	(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、	車両制限令(昭和三十	□ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
	F	大分県告示第百六十六号	○ 主伐に係る伐採種は、定めない。
{	·····	~~~	1 立木の伐採の方法
			三 指定施業要件
令六・ 三・一九	、 たが可ななか可な引している。 大分市大字今市字日向七○六番三から	一般国道四四二号	土砂の流出の防備
			二 指定の目的
供用開始年月日	供用開始区間	道路の種類及び路線名	一、字平ノ坂五〇〇二番一、五〇〇二番二、五〇〇五番一
勝 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤		九三三番六、四九三六番四、四九三八番一、四九四〇番一、四九五〇番一、四九五一番
		令和六年三月十九日	日田市上津江町川原字上広瀬四八一六番一、四八三五番一、字道ノ上四九三二番五、四
		て一般の縦覧に供する。	一 保安林予定森林の所在場所
旦路保全課に備え置い	令和六年三月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い	その関係図面は、令和	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
		供用を開始する。	令和六年三月十九日
り、次のように道路の	一十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	道路法(昭和二十七年	産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
	בּ	大分県告示第百六十五号	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水
\{		<u> </u>	大分県告示第百六十三号
令六・ 三・一九	大分市大字市字池田一〇五六番まで大分市大字市字油ケ迫六四六番三から	一般国道四四二号	

大分県報 (告示)

二 競争入札の参加者資格	名 称 起 点 終 点 変更の概要
	項
薬品(ポリ塩化アルミニウム(PAC)) (年間単価契約)	大分都市計画道路
一 調達をする物品等の種類及び予定数量	一都市計画の種類
大分県企業局長 渡 辺 文 雄	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
令和六年三月十九日	令和六年三月十九日
七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。	第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路を変更した。
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条
	大分県告示第百六十八号
通知	***************************************
令和六年二月二十七日付け大分県告示第百号により行った森林法第三十条の規定による	収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。
二 通知の要旨	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を
松浦 栄五郎 佐伯市役所	③ 道路情報の収集
	材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
所在の不分明な者の氏名 掲示場所	寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する
一 所在の不分明な者の氏名及び掲示場所	三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上(又は横寸法○・一二メートル以上、縦
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二
令和六年三月十九日	② 後方警戒措置
予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。	しないよう十分に注意すること。
ては、その所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林	出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により通知した次の者につい	れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に
	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそ
○公告	① 走行位置の指定
	行方法によらなければならない。
(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)	一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通
大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課	二 通行方法
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課三 縦覧場所	一般国道二一二号 中津市本耶馬渓町跡田字古戸二四一番三まで 令六・ 三・二四中津市三光田口字西荒田七三二番二から
(区域は、別図のとおり)	道路の種類及び路線名 指定する期日
	一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日 大分県知事 佐 藤 横 一 郎
	101

- ── 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年1 次の○から穴までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
- 者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権()競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年)

を得ない者

- 力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有すし、一七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴口、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十一五
- ていない者
 そ第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九二十分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する
- 四 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 五 国税又は大分県税を滞納している者
- | | 年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を| | 年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を| | いて継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二 | 穴 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)にお
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 1 申請の方法

申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査

申請書の提出先及び問合せ先

2

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七 (五〇六) 二九六五

3 申請の時期

令和六年三月十九日(火曜日)から同月二十九日(金曜日)までとする。なお、申請

ない場合がある。 者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わ

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

有効期間

更新手続

格の審査の申請により行うものとする。(一令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資

- 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
- 1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

1 インターネットによる入手

大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html

六 入札参加資格の取消し等

1

- 争入札に参加させないことができる。が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競り入札参加資格を取得した者が次の○から四までのいずれかに該当する場合その他知事
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定す
- 三 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した

売 4-四 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った

の旨を当亥く七参用資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、

2

七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年三月十九日

大分県知事 佐 藤

樹

郎

調達をする物品等の種類

二 競争入札の参加者の資格

交通反則通告管理システム賃貸借契約

1

- □ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年

権を得ないもの 者であって、 契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)又は破産者で復

- 力団 七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十 (同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有す
- 者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九 条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する
- 営業に関し、許可、 認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 国税又は大分県税を滞納している者
- 全部又は一部を承継した者を除く。) (基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日 「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者 以 Ŧī.
- 資格審査事項については、次のとおりとする。

2

- 営業年数 (基準日までの営業年数をいう。)
- 度」という。)の販売実績や契約実績をいう。) 決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。 営業実績 (申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の 以 下 「基準年
- 経営規模

従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

- 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をい
- その他知事が必要と認める事項
- 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 1 申請の方法

 \equiv

人札参加資格のない者で入札を希望するものは、 県の所定の競争入札参加資格審査申

2 申請書の提出先及び問合せ先

請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七—五〇六—二九五七

3 申請の時期

令和六年三月十九日から同年四月十七日までとする

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、 入

札に間に合わない場合がある。

入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間 兀

入札参加資格の有効期間は、 資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

格の審査の申請 令和六年十月一日以後、 (同年七月に申請受付)を行うものとする。 入札参加資格を得ようとする者は、 告示に基づく入札参加資

競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html

六 入札参加資格の取消し等

- 1 必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争 入札に参加させないことがある。 入札参加資格を有する者が次の一から四までのいずれかに該当する場合その他知事が
- る者に該当すると判明した場合 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定す
- 二の1の一から伍までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合
- したことが判明した場合 資格審査の申請書(変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載
- (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った
- 2 いこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。 1の○から○までの事由により入札参加資格を取り消し、 又は競争入札に参加させな

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年3月19日

大分県企業局長 渡 辺 文

推

- 競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の種類、予定数量等 薬品(ポリ塩化アルミニウム(PAC))

(年間単価契約)

規格 JIS K1475

予定購入数量 約1,200トン

(2) 納入期限

別途定める日

(3) 納入場所

大分市大字下判田 判田भ水場 大分市大字大津留 大津留净水場

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)第1条に規定する入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
-)この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (5) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- · 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約 等を締結している者
- 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

カキ

- · 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間 入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和6年3月29日 (金)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により次の提出先に提出する

提出先 大分県企業局総務課契約管財班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階

電話 097-534-1341

入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期 合和6年3月19日(水)から同月29日(金)まで(日曜日、十曜日及び国

令和6年3月19日(火)から同月29日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページ

大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2965

 4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県企業局総務課契約管財班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-534-1341

大分県庁舎新館4階

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県企業局ホームページに令和6年4月3日(水)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

- 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
-) 使用言語 日本語
- (2) 通 貨 日本国通貨
- 入札書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所 大分県企業局総務課
- 提出期限 令和6年4月4日(木)午後1時30分 ただし、郵送の場合は、令和6年4月3日(水)午後5時00分までに必着

2

かるいと。

開札の場所、日時等

- (1) 開札場所 大分県庁舎新館 4 階 大分県企業局入札室
- 日 時 令和6年4月4日(木)午後1時30分

2

- (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、6日以内に再度の入札を 行う。
- 入札保証金に関する事項

9

免除とする。

10 契約保証金に関する事項

契約予定総額(契約単価に1,200を乗じ、さらに1.10を乗じて得た額をいう。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- 以保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないことととなるおそれがないと認められるとき。
- 入札の無效

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に

掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 金額の記載がないもの
- 2) 入札に関する条件に違反したもの
- 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- 最低制限価格に関する事項

12

設定しない。

落札者の決定の方法

13

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
-) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、本調達契約に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。
- やの街

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased Poly Aluminium Chloride (PAC)

(annual unit-price contract)

About 1,200ton

- (2) Time limit for tender
- Contact office for contract

1:30 p.m. 4 April, 2024

3

Contract and property management Section

General Affairs Division

Oita Prefectural Public Enterprises Office

3-1-1 Ohte machi, Oita city 870-8501

TEL 097-534-1341

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年3月19日

大分県知事 À 藤 極 票

競争入札に付する事項

 $\widehat{\Box}$ 調達をする物品等の種類

交通反則通告管理システム賃貸借契約

2 借入期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで(60か月)

(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

3 納入期限

令和6年11月29日

(4) 納入場所

大分県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センター及び警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者 に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。
- 3 この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得てい 者であること。
- (4) 者に対する指名停止の措置を受けていない者であること この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する
- 5 が、その経営に実質的に関与していない者であること。 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
- る暴力団員をいう。以下同じ。 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 約等を締結している者 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契

- K 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- れる関係を有している者 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ
- 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 受けた者であること。 (火) 午後5時までに大分県警察本部交通部交通指導課に提出し、審査を受け、 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年4月30日 承認を
- 入札参加資格のない者で入札を希望するものの手続
- (1) 申請の時期

9時から午後5時まで 令和6年3月19日から同年4月17日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前

札に間に合わない場合がある。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

2 申請書類の入手場所

より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。 大分県ホームページ(https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html)

3 申請書類の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 語語 097 - 506 - 2957

契約条項を示す場所及び日時

<u>1</u>

大分県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センター

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 5132

2

中平

9時から午後5時まで 令和6年3月19日から同年4月30日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前

入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

S

- 使用言語 日本語
- 2 連 河 日本国通貨
- 入札書の提出場所及び提出期限
- <u>-</u> 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係
- 提出期限 令和6年5月8日(水)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月7日(火)

午後5時45分までに必着すること

競争入札及び開札の場所及び日時等

 \sim

- $\widehat{\mathbf{L}}$ 大分県庁舎新館9階
- 2 Ш 罪 令和6年5月8日(水)午前10時
- 3 再度入札 場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとす の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその 167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第
- ∞ 入札保証金に関する事項

免除する

9 契約保証金に関する事項

ずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のい

- 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 わたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しない 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に ととなるおそれがないと認められるとき 16
- 無効入札に関する事項

10

掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある

- 金額の記載がないもの
- 入札に関する条件に違反したもの

2

- 3 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき、
- 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- \Box 最低制限価格に関する事項

設定しない。

- 12 入札説明書の交付に関する事項
- $\widehat{\Box}$ 交付場所

4の(1)に同じ。

2 交付日時

4の(2)に同じ。

- $\frac{1}{3}$ 落札者の決定の方法
- したものを契約の相手方とする。 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を
- ものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるも じを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく
- 入札に関する事務を担当する部局の名称

14

大分県警察本部警務部会計課用度係

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 相属 097-536-2131 内線

特約事項

15

契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額 又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、

- やの街
- (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合が
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
- (4) 本事業の実施は、大分県議会令和6年第1回定例会における令和6年度一般会計当初 予算の成立を条件とする。
- Summary
- (1) Nature and quantity of products to be rented

Traffic Infraction Notification management system and others complete set

- 2 Time limit for tender
- 3 10:00 a.m. 8 May 2024

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Traffic Enforcement Division, Oita Prefectural Police

Tel 097-536-2131